

糸田町教職員の働き方改革取組指針

令和 7 年 3 月

糸田町教育委員会

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、教職員の働き方改革取組指針（令和3年3月改定 福岡県教育委員会）に基づき、糸田町教育委員会及び糸田町立小中学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けて取組の方向性、目票、取組の具体策等を示したものです。

※本指針の対象は、常勤の教職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び事務職員とする。以下「教職員」という。）とします。

(2) 本指針の趣旨・目的

社会の変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大するなかにおいて、教職員の負担は増大しており、教職員の長時間勤務の改善が喫緊の課題となっています。

現在の教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、これまでの働き方を見直し、教職員が授業改善に取り組む時間を確保するとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことができるようになる状況の構築が必要です。

本指針は、糸田町における「教職員の働き方改革」をより一層推進し、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいをもって働くことで、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持、向上させるために策定するものです。

働き方改革の目的

教職員の働き方改革は、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活の実現と、健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備すること。
- ② 教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること。

(3) 糸田町教育委員会及び学校の責務

ア 糸田町教育委員会の責務

糸田町教育委員会は、町立学校の教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ、教職員の働き方改革に取り組めます。

イ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

働き方改革のポイント

■目標の明確化

働き方改革を進めることは、「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

■意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

■業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

「福岡県教職員の働き方改革取組指針」より

2 現状について

令和5年度（4月～3月）に月45時間以上超過勤務している糸田町立小中学校の教職員の割合は下表のとおりです。

	小学校		中学校	
	月間超過勤務		月間超過勤務	
	45 時間以上	45 時間以上のうち 80 時間超え	45 時間以上	45 時間以上のうち 80 時間超え
4 月	41.9%	0.0%	30.0%	0.0%
5 月	32.6%	0.0%	53.3%	0.0%
6 月	27.9%	0.0%	53.3%	0.0%
7 月	2.3%	0.0%	6.7%	0.0%
8 月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9 月	23.3%	0.0%	43.3%	0.0%
10 月	29.3%	0.0%	50.0%	0.0%
11 月	17.5%	0.0%	63.3%	0.0%
12 月	5.1%	0.0%	23.3%	0.0%
1 月	0.0%	0.0%	53.3%	0.0%
2 月	15.4%	0.0%	30.0%	0.0%
3 月	15.4%	0.0%	6.7%	0.0%
5 年度 平均	17.8%	0.0%	34.4%	0.0%

令和4年度に月45時間以上超過勤務をしている糸田町立小中学校の教職員の割合は下表のとおりです。

	小学校		中学校	
	月間超過勤務（12ヶ月平均）		月間超過勤務（12ヶ月平均）	
	45 時間以上	45 時間以上のうち 80 時間超え	45 時間以上	45 時間以上のうち 80 時間超え
4 年度 平均	23.7%	1.8%	29.0%	3.2%

3 目標について

(1) 数値目標の設定について

糸田町では、教職員の働き方改革の実現のため、超過勤務の改善に取り組み、以下の目標を達成します。

学校の管理職は、所属職員の勤務状況を把握するとともに業務改善を進め、所属職員の超過勤務の改善に努めます。

目 標

時間外在校等時間（超過勤務）を年３６０時間以内（月４５時間以内）とする。
※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

喫緊の課題として、月８０時間超の時間外在校等時間の解消に取り組む。

※各学校における超過勤務時間は、出退勤管理システムで集計します。

(2) 目標に対する検証について

各学校で、出退勤管理システムで集計された超過勤務時間を確認します。

教職員は、自らの出退勤の記録を把握し、勤務時間を意識した業務を遂行し、長時間勤務の改善に努めていく必要があります。

管理職は、所属職員の勤務の状況を把握するとともに、１ヶ月当たりの超過勤務時間が８０時間を超える者が生じることのないよう、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

校長は、所属職員の超過勤務時間が１ヶ月当たり８０時間を超えた場合は、当該職員へ聴取等を行うことにより、超過勤務時間となった原因を分析・把握し、対策を講じるものとします。

糸田町教育委員会は、必要に応じて各学校に対し聞き取りなどを実施し、学校の状況把握に努めます。

(3) 時間外在校等時間の上限について

教職員の健康及び福祉の確保を図るために、糸田町立小・中学校管理運営規則第31条では、時間外在校等時間（在校時間から正規の勤務時間を除いた時間）の上限を定めています。

糸田町立小・中学校管理運営規則 第31条の趣旨

教職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限を定める

- ① 1 か月の時間外在校等時間につき 45 時間以内
- ② 1 年間の時間外在校等時間につき 360 時間以内

※児童生徒に係る通常予見することができない特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、

- ① 1 か月につき 100 時間未満
- ② 1 年間に付き 720 時間以内
- ③ 連続する複数月の平均時間外在校等時間 80 時間以内
- ④ 時間外在校等時間 45 時間超の月 年間 6 か月まで

4 具体的な取組について

次の4つの観点で取組みを進めます。

（4つの観点）

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教職員の意識改革

① 勤務時間の適正な把握【実施主体：教育委員会・学校】

取組内容・・・小中学校の教職員を対象に、業務従事時間を出退勤管理システムで記録、把握します。

② 定時退校日の設定【実施主体：学校】

取組内容・・・小中学校で毎週1日（原則）の定時退校日を設定します。

③ 学校閉庁時刻の設定（原則として）【実施主体：学校】

取組内容・・・小中学校で学校閉庁時刻を設定します。

実施方法・・・小中学校19時（学校の実情により異なることがあります。）

やむを得ず、生徒指導やPTA会議等で時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないように、学校を閉庁する時刻を設定します。

④ 学校閉庁日の設定【実施主体：教育委員会・学校】

取組内容・・・小中学校で学校閉庁日を設定します。

設定日：夏季休業日のうち3日、冬季休業日のうち3日の範囲内

※生徒を登校させず、部活動も実施しません。

<事前周知の徹底>

- ・学校のホームページに掲載します。
- ・各学校が保護者等に周知します。

⑤ 管理職の意識改革【実施主体：教育委員会・学校】

取組内容・・・管理職に対して長時間勤務の改善について校長会などを通して指導し、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。

- ・管理職研修において、長時間勤務の改善の取組についての内容を実施します。
- ・校長による長時間勤務改善の取組（実態把握・適切な指導・業務の見直し・効率化等）を校長の業績評価において適正に評価します。

⑥ 年次休暇の使用促進について【実施主体：学校】

取組内容・・・10日以上連続休暇等の計画的取得を促進します。

- ・年次休暇の計画的使用及び連続取得を目指します。
- ・年次休暇の年15日以上取得を目指します。

(2) 業務改善の推進

① 業務改善の推進【実施主体：教育委員会・学校】

取組内容・・・個人・学校等の単位でそれぞれ業務改善を進めます。

- ・校務分掌の見直し
- ・授業準備の効率化等
- ・会議や学校行事の見直しなどの業務改善を実施

② 学校のＩＣＴ化【実施主体：教育委員会・学校】

取組内容・・・ＩＣＴ環境の充実により業務の効率化を進めます。

- ・校務支援システムの効果的な運用を図り、業務の改善と効率化を推進
- ・ＩＣＴ支援員を活用した、授業支援体制、校務支援体制づくり
- ・デジタルドリルの活用
- ・保護者へのプリント配布を電子化

③ 調査の削減・文書事務の見直し【実施主体：教育委員会】

取組内容・・・学校に対する調査、調査方法を見直します。

- ・学校に対する調査の見直し
- ・提出書類の電子化、電子メールでの提出

④ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減【実施主体：教育委員会】

取組内容・・・留守番電話の導入により、勤務時間外の電話対応の改善を推進します。

勤務時間外の電話対応については、勤務時間内にお願いするよう、家庭や地域に周知します。

⑤ 学業費の口座振替の実施

取組内容・・・学業費の口座振替による収納等を促進します。

- ・学業費の口座振替による収納等を実施。

(3) 部活動の負担軽減（糸田町立中学校に係る部活動の方針 平成 31 年策定）

糸田町教育委員会では、糸田町立中学校に係る部活動の方針に基づき、学校における部活動の持続可能な運営の構築と、部活動を通じた生徒の資質・能力の向上を目指し、生徒の健康と安全を守り、指導の充実などを促すとともに、部活動顧問の負担軽減による働き方改革を促進するため、以下の取組を積極的に行います。

① 部活動休養日の徹底（糸田町立中学校に係る部活動の方針より）

○ 学期中は週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、中体連主催等の大会一ヶ月前（土・日曜日）は、校長の許可を受けて活動を行うことができる。ただし、活動した場合は、平日に休養日を振替えなければならない。

② 部活動外部指導者等の配置

○ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動外部指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努め、生徒にとってより専門的な技能の習得を可能にするとともに、教職員の負担軽減に繋げること。

○ 校長及び顧問は、地域のスポーツ・芸術活動等の指導者を部活動外部指導者として活用するとともに、部活動外部指導者を顧問会議に参加させることで、学校教育目標や部活動の方針等について共通理解を図ること。なお、部活動外部指導者任せの指導にならないように、日常的な連携を図り、必要なときには顧問が部活動外部指導者に適切な指示を行うこと。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

いじめ、不登校等、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化し、学校（教職員）だけではその解決が困難になっています。教職員が本来担うべき業務に専念でき、子どもと向き合う時間を確保するため、教職員が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を学校に配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、チームとしての学校機能を強化することで、教職員の長時間勤務を改善します。

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用【実施主体：教育委員会・学校】

取組内容・・・教職員以外の心理や福祉等の専門家を学校に配置・派遣します。

- ・小中学校に専門スタッフ等の人的配置を行います。
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ALT（外国語指導助手）、特別支援教育支援員、学校図書司書、学校用務補助員等（※変更する場合があります）

② コミュニティ・スクールの推進【実施主体：教育委員会・学校】

取組内容・・・コミュニティ・スクールの運営充実を支援します。

- ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために学校と地域住民が力を合わせて取り組む学校の運営を目指します。

③ 地域学校協働活動の推進【実施主体：教育委員会・学校】

取組内容・・・地域学校協働活動を推進します。

- ・小中学校等において、地域と学校の連携のもと、幅広い地域住民等が参画し、地域総がかりの教育を進め、未来を担う子供たちの成長を支え合う地域をつくる取組となる「地域学校協働活動」を推進します。
- ・地域コーディネーターが中心となり、地域人材の確保や学校との連携調整をしながら、授業の補助や環境整備等の学校支援、放課後の学習支援、遊び、スポーツ等の体験活動等を実施します。地域全体で学校支援体制の構築と充実を図ることで、教職員の負担軽減と子どもの学びの充実につながるよう、取り組みを進めます。

④ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進【実施主体：教育委員会・学校】

取組内容・・・通学路における安全確保、安全対策を推進します。

- ・教職員の負担軽減を踏まえ、地域、学校、関係機関と連携し、通学における安全確保・安全対策を実施します。